



共謀罪法を廃止しよう!

自由にものを言いたい  
監視されたくない  
わたしたちは犯罪者?



「もの言う」自由を守る会  
ニュース 7号

2017年7月25日

〒503-0906 岐阜県大垣市室町 2-25  
弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所内  
大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす  
「もの言う」自由を守る会  
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>  
☎0584(81)5105 fax0584(74)8613

## 7月12日、第3回口頭弁論 130名参加 この裁判を憲法を武器に闘う それが「共謀罪」を封じる闘いの重要な柱となる

2017年7月12日、大垣警察市民監視違憲訴訟の第3回口頭弁論が開かれました。この日も開廷30分前から大勢の方が岐阜地裁前に集まって下さいました。毎回のこうした取り組みが裁判所にも伝わり、次回口頭弁論(10月30日)は大きな法廷(301号法廷)となります。

### 署名提出

開廷に先立って、第一次集約分の署名3251筆を裁判所に提出しました。遠く九州や東北から郵送で送られてきたものもあり、この問題の全国的な広がりを感じます。こまめに周囲の方に働きかけて何度も送ってきて下さった方もおられます。皆様に心から感謝します。署名は引き続き集めますので、よろしくお願いします。



次回口頭弁論 10月30日(月)13時30分～ 岐阜地裁 301号法廷

## 法廷で

被告準備書面1の陳述がありました。前回の期日で、裁判長から認否を強く促された被告は、今回の準備書面でも認否できないと重ねて述べました。裁判長は「沈黙」として調書に記載する旨を明言しました。原告側は、被告の準備書面1を踏まえ、認否のある部分とない部分（沈黙の部分）とを明確にする事実整理に関する書面を次回までに作成し、法律上の主張について被告が反論してきた部分については、順次再反論の準備書面を提出していくと裁判所に伝えました。

## 今、この裁判のもつ重要さ

岐阜県弁護士会館3階ホールでの報告集会には約130名が参加されました。法廷の状況の報告の後、山田弁護団長から、現在の状況と裁判の方向性についての提起がありました。



7日11日、共謀罪法が施行された。第2次安倍政権発足以後、秘密保護法、集団的自衛権行使容認閣議決定、安保法（戦争法）の強行、そして首相自身が改憲日程を口にするなど、立憲主義に違背する強権政治がまかり通っている。同時にそれに対抗する市民運動が盛り上がりを見せている。こうした局面で警察権限の一層の強化を図っているのが『共謀罪』だ。『共謀罪』を作った側は、それで有罪にしたいというより、権力に反対する市民への監視の強化・拡大の根拠とすることにこそ目的がある。

警察は、権利運動を違法視し、規制の対象とみている。この事件に関する国会の質疑でも『事業に伴うトラブルの可能性に関心をもって』『事業者と情報交換をする』と答弁している。つまり警察は、トラブルを起こすのは常に住民の側だと見ているのだ。『共謀罪』審議で、政府は『一般の方々には関係ない』と言う一方、組織的犯罪集団に一変することもある、とも言っている。そして、一変したかどうかを判断するのは、お上に物申すことを違法視する警察なのだ。

政府は、民主主義社会において重要な意味をもつ表現の自由、その具体

化である市民運動を認めようとしなない。これに対しては、もっと市民運動を展開していくしかない。警察による市民監視を告発し、市民運動を押さえ込もうとする動きを止めていかねばならない。監視の可能性は個人を萎縮させる。今後『共謀罪』の捜査を理由に、盗聴法の適用範囲の拡大や、GPS 捜査の合法化などが進み、監視カメラ、顔認証など、警察による市民監視が一層強化されていくだろう。こうした状況下で、この裁判の重要性は一層高まり、まさに負けられない闘いとなった。憲法が保障する自由と人権を闘いとるものとして、この裁判を闘っていききたい。

### さらに声を上げていこう

この後、会場から、さまざまな発言がありました。関ヶ原人権裁判の当事者の方からは「一時期、町民の中に署名を萎縮する雰囲気があったが、裁判を闘い、成果を上げたことで、ようやく町民もそうした抵抗感から抜け出てきたと感じる。」という報告、毎週関市内でスタンディングを続けている方からは「遠方から参加してきていた人が『共謀罪』が施行されると参加



できないと言い出した。しかし自分達は萎縮しないで続けていく決意だ。」という意見がありました。名古屋から初参加された視覚障害者のUさんは「私たち障害者は自分らの命と暮らしを守るために、行政に対するさまざまな要求運動をしてきた。『共謀罪』で市民運動全体が萎縮してしまったら、お国の役に立たない

障害者は防空壕の蓋になれ、という時代が再びやってきてしまう。」と訴えました。また、この間、学習会講師を旺盛に務めた若手弁護士から「これからは、表現の自由の重要性と、もの言う自由を守っていくためのこの裁判の意義を積極的に話していききたい。」との発言がありました。

### 皆さまへのお願い

- ◇会員になって下さい
- ◇裁判を傍聴して下さい
- ◇署名を集めて下さい
- ◇広めて下さい
- ・学習会を開いて下さい
- ・周囲の人に伝えて下さい

### 「もの言う」自由を守る会 会員募集中！

年会費：個人1000円、団体3000円

《会費・カンパ振込先》 ゆうちょ銀行振替

記号番号:00800-0-216504 加入者名:「もの言う」自由を守る会

# ガーベラの花言葉は「希望・常に前進」 ブローチを身につけてこの裁判を応援しよう！

報告集会の中で「ガーベラプロジェクト」からの報告がありました。

安保法関連法案反対の時に、ママの会のシンボルフラワーとなった「ガーベラ」。花言葉は「希望・常に前進」です。「西濃パパママ安保法がこわくてたまらない会※」は、戦前のきな臭い匂いのするこの時代に、子どもを産み育てるパパママが「怖くてたまらない」という切実な思いにこだわって名付けました。今また治安維持法と同じといわれる共謀罪が施行され、「怖くてたまらない」という思いが増えています。 ※ <http://nisiminoanpogakowai.blog.fc2.com/>



共謀罪の勉強会で、原告の船田伸子さんがこんな発言をされました。「警察に監視されていたこと自体もショックだったが、この事件後、もしかして私を監視しているかも、と周囲の人に疑いの目を向けてしまう自分にさらに傷ついている。ご近所さんが、自分を、面倒な人、かかわりたくない、と思うのかもしれないと思うと悲しい」と。周囲の人を信じられなくなることがこの法律の怖いところなのだ和理解しました。

5月3日の西濃憲法集会で、ママの会を立ち上げた京都の西郷南海子さんをお呼びしました。西郷さんは「この時代に、一人一人、できることから始めることが大切」と話されました。私たちにできることは何なのか。ガーベラの花のブローチをつくり、この収益を「もの言う」自由を守る会にカンパしよう、プロジェクトを立ち上げました。

「希望」の意味は、憲法、平和、「もの言う」自由、など、人それぞれです。懐の深い「ガーベラ」を身につけて、この裁判を応援しましょう。



大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす  
「もの言う」自由を守る会

☎ 0584(81)5105 fax0584(74)8613  
<http://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/>